

平成30年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者様へ

就学援助制度 新入学用品費 3月支給のお知らせ

武雄市では、平成30年4月に武雄市の小・中学校に入学予定のお子様の保護者様で就学援助の要件に該当し2月2日までに申請された方に、就学援助の新入学用品費（ランドセル・制服等入学に必要なものを購入する費用）を、入学前（3月）に支給します。

★新入学用品費の入学前支給を受けることができる方★

次の（１）～（３）の全部の要件に該当する方

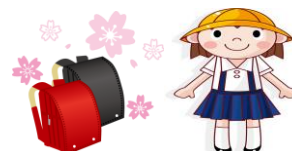
（１）武雄市に居住している方

（平成30年3月末日以前に武雄市外に転出する方を除く）

（２）お子様が平成30年4月に武雄市内にある小・中学校に入学予定の方

（３）経済的な理由により新入学用品費等の支払いにお困りの方で所得基準に該当する方（次ページ参照）

【注意】必ず目を通してください！



次の①②のいずれかに該当する場合は、入学前の支給対象にはなりません。

①平成30年3月末日以前に武雄市外に転出される場合

②平成30年4月に武雄市の小・中学校に入学されない場合

※上記に該当し、入学前支給を受けたときは、返還していただくこととなりますので、該当の可能性のある場合は、申請を行わないでください。

★申請手続き方法★

○申請方法

必要事項を記入した申請書（意見書）を提出ください。

※申請書等は、学校教育課または市内の小中学校でお受け取りください。

ホームページからもダウンロードできます。

○受付期間 平成30年1月9日（火）～平成30年2月2日（金）

○申請書提出先 ・小学校入学予定のお子様 武雄市教育委員会 学校教育課
・中学校入学予定のお子様 現在通学されている学校

○申請に必要なもの

（１）平成30年度就学援助申請書（委任状・口座振替依頼書）※通帳の写を添付
※記入例を参考に、記入誤りのないようお願いいたします。

（２）民生委員・児童委員意見書（申請書の裏面）

※お住まいの地区の民生委員・児童委員に記入してもらってください。

※申請書の入る封筒を添えて民生委員・児童委員へ依頼してください。

（３）平成29年1月2日以降に武雄市に転入の方は所得証明書

※平成29年1月1日の住所地から交付を受けてください。

★支給額・支給時期★

○支給額（お子様お一人につき）

小学校入学予定（年長児等）のお子様 40,600 円

中学校入学予定（小学校6年生）のお子様 47,400 円

○支給時期 平成30年3月中旬～下旬頃

○支給方法 保護者様の口座に直接振込みます。



※今回、新入学用品費の申請をされなかった場合でも、入学後（4月中旬まで）に平成30年度の就学援助を申請し、4月から認定となった場合は、7月に学用品・通学用品費や給食費等と一緒に新入学用品費を支給します。

★就学援助を受けることができる方★

次の要件のいずれかひとつに該当すれば、就学援助を受けることができます。

- ①所得要件に該当する方で世帯全員の所得合計額（平成28年中所得）が基準額以下である方
- ②ひとり親家庭などで児童扶養手当を受けている方
- ③保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる方

【所得基準認定モデル】（このモデルはあくまで目安です。）

（単位：万円）

世帯モデル （両親 20～30 歳代、祖母 60 歳代の例）		所得額
3人世帯	両親、小1	235
4人世帯	両親、小1・小4	289
5人世帯	祖母、両親、小1、小4	330

※所得基準額は、家族構成や年齢により細かく異なります。

○認定について

- ・認定は世帯全員の所得の合計で判断します。税の申告がされていませんと審査ができませんので、必ず申告を済ませてください。
- ・認定の可・否やその他連絡は、小学校入学予定のお子様の保護者には直接通知、中学校入学予定のお子様の保護者には学校を通じてお知らせします。
- ・就学援助は、お子様が学校生活を円滑に送れることを目的とした制度です。虚偽の申請や目的外の使用が発覚した場合は、認定を取り消すことがあります。

今回新入学用品費（就学援助）申請をして認定を受けられた方は、平成30年度の就学援助申請の手続きは必要ありません。7月以降に学用品・通学用品費などを支給します。

ご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和 1-1 武雄市役所 4 階

武雄市教育委員会 学校教育課（TEL：23-8010）